

法第29条（第35条の2）許可申請書及び添付図書

関係法令：法第30条、省令第15条・第16条・第17条

※事前協議書の添付図書を除く。

	名 称	摘 要
1	開発行為許可申請書 【省令別記様式第2、第2の2】	変更許可の場合は【市規則様式第17号】
2	開発行為に関する設計説明書 【市規則様式第13号】	自己居住は不要（省令16条2項）
3	資金計画書【省令別記様式第3】	自己居住又は開発区域が1ha未満の自己業務は不要（省令第15条）
	収支計画	様式と一体
	年度別資金計画	様式と一体
	残高証明書	金融機関の証明印があるか、発行日から3か月以内
	融資証明書	金融機関の証明印があるか、発行日から3か月以内
4	申請者の資力信用に関する申告書 【市規則様式第14号】	自己居住又は開発区域が1ha未満の自己業務は不要（法33条1項12号、政令24条の2）。ただし、盛土規制法「みなし許可」の場合は、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても必要
	法人税又は所得税の納税証明書	原則として（その1）、発行日から3か月以内
	法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書）	発行日から3か月以内
	財務諸表（直前事業年度のもの）	
	（業務経歴）	様式第14号の「宅地造成経歴」で可
	（分譲目的の開発行為にあっては宅地建物取引業者免許証の写し）	
5	工事施行者の能力に関する申告書 【市規則様式第15号】	自己居住又は開発区域が1ha未満の自己業務は不要（法33条1項13号、政令24条の3）。ただし、盛土規制法「みなし許可」の場合は、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても必要
	法人税又は所得税の納税証明書	原則として（その1）、発行日から3か月以内
	法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書）	発行日から3か月以内
	事業経歴書	
	（建設業の許可書の写し）	
6	設計者の設計資格に関する申告書 【市規則様式第16号】	開発区域が1ha以上の場合のみ添付（省令19条）
	建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等	
7	法第32条協議書	
	印鑑証明書	事前協議書に添付されている場合は不要
8	那須塩原市手数料条例に定める審査手数料の納付が確認できる図書の写し	市規則第16条第3号

※市規則第17条の規定により、事前協議書に添付されている図書に変更がない場合、法第29条の許可申請時には、添付省略可